

日本消化管画像研究会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本消化管画像研究会と称する。
第2条 本会の事務局は原則として、会長の所属勤務先におく。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、消化管画像及びこれに関連ある研究（事業）の促進及び連絡提携をはかり全国均一な画像水準と精度向上ならびに検査の広報を以て国民の保健向上に寄与する。
第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。
1. 研究会、講演会及び講習会等の学術的会合の開催
2. 研究会ホームページによる会員通信及び図書の刊行
3. その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

- 第5条 会員は、次の通りとする。
（1）正会員 本会の趣旨に賛同する診療放射線技師及び本分野に関する研究業績を有する者、又は本分野を業務とする者。
（2）準会員 本会の趣旨に賛同する医療従事者、法人及び団体。
2. 正会員をもって民法上の社員とする。
第6条 入会手続きについては役員会規則の定めるところによる。
第7条 会員は、毎年9月末日までに当該年度分の会費を納付しなければならない。
第8条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面にて会長に届け出なければならない。
第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。
（1）退会
（2）禁治産及び準禁治産
（3）死亡失踪宣言
（4）除名
第10条 会員が、次の各号の一に該当した場合は、役員会の議決を経て会長がこれを除名することが出来る。
（1）当該年度内に会費を納入しない場合
（2）本会の会員としての義務に違反したとき
（3）本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあった場合
第11条 本会の会員は、次の特典を受ける。
（1）本会の催す各種の学術的会合への参加
（2）本会の所有する図書の閲覧
（3）本会のホームページへの書き込み。
ただし、別に定める規定でやむを得ないと認めた場合にはその掲載を拒み、または改訂を要求することがある。
第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
2. 会費は社会情勢を鑑み役員会で決定し、総会の承認を得る。

第4章 役員

- 第13条 本会に次の役員をおく。
（1）会長 1名
（2）副会長 2名以内
（3）会計 1名
（4）委員 若干名（内事務局長1名をおく）
（5）監事 2名
第14条 会長・副会長・監事は役員会の決議を経て定期総会でこれを選任する。

2. 事務局長は委員のうち事務所を預かる者をもってこれにあてる。
- 第15条 役員任期は定期総会終了の翌日から次期定期総会終了の日までとする。ただし再任することを妨げない。
2. 役員に欠員を生じたときは役員会の推薦をもってこれにあてる。
3. 役員会の推薦による役員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を代行する。
5. 役員としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会及び役員会の議決により会長がこれを解任することが出来る。
- 第16条 会長は、会を代表し会務を統括する。
2. 会長に事故あるときは、役員会の定める順位に従い、副会長がその職務を代行する。
- 第17条 役員は、役員会を組織しこの会則に定めるもののほか本会総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し執行する。
2. 事務局長は、この研究会の会務を処理する。会長に事故あるときまたは欠けたときは前条2項の代行者決定までその職務を行う。
- 第18条 監事はこの研究会の業務及び財産に関し次の各号に規定する業務を行う。
- (1) 研究会の財産の状況を監査すること
- (2) 研究会の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。
2. 前号の報告をするため必要があるときは役員会または総会を招集すること。
- 第19条 会長は役員会の議決を経て委員若干名を囑託し、本会の事務を分掌させることができる。
- 第20条 本会の役員はすべて無報酬とする。

第5章 相談役

- 第21条 本会に相談役をおくことができる。
2. 相談役は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。その任期は委嘱したる会長の在職期間とする。
3. 相談役は会長の諮問に答え、全ての会議に出席して意見を述べる事ができる。但し表決に加わることはできない。

第6章 会議

- 第22条 会議は総会、役員会の2種とする。
2. 総会は正会員で構成される。
3. 役員会は第4章、第13条の役員で構成される。
- 第23条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種に分ける。
2. 定期総会は毎年1回会長が招集する。
3. 臨時総会は、会長または監事が必要と認めるとき随時開催する。
- 第24条 会長は、会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し、総会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 第25条 臨時総会の議長は会議のつど会員の互選で定める。
- 第26条 総会の招集は、開会15日前までに会議の目的、場所及び日時を記載した書面またはホームページによってこれを行う。
- 第27条 会議は、総会においては会員の10分の1以上、役員会においては役員2分の1以上の出席がなければこれを開会することができない。
2. 総会の決議は、出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長の裁決による。ただし、欠席者はあらかじめ書面または会員にその決議を委任して表決をなすことができる。この場合の表決はこれを出席者とみなす。
- 第28条 次の事項は、定期総会に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項

- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 財産目録
 - (4) 監査報告
 - (5) その他役員会において必要と認めた事項
- 第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。
- 第30条 役員会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または役員会の5分の2以上が連名で会議の議事事項を示して請求のあった場合は、臨時役員会を招集しなければならない。
- 第31条 役員会の決議は、役員全員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 第32条 すべて会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名捺印の上これを保存する。

第7章 資産及び会計

- 第33条 本会の資産は次の各号よりなる
- 1. 会費
 - 2. 資産又は事業より生ずる収入
 - 3. その他の収入
- 第34条 本会の経費は、前条の諸収入をもってこれに充てる。
- 第35条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎年会計年度開始前に会長が編成し、役員会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。
- 第36条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会計が作成し、財産目録、事業報告書及び会員の移動状況書とともに監事の意見をつけ役員会及び総会の承認を受けなければならない。
- 2. この研究会の収支決算に余剰金があるときは、役員会及び総会の決議を経、翌年度に繰り越すものとする。
- 第37条 収支決算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは役員会及び総会の議決を経なければならない。予算内の支出をするためその会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金以外の借入金についても同じである。
- 第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

- 第38条 この会則を変更しようとするときは、役員会の議決ならびに総会の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 第39条 研究会を解散しようとするときは、役員会の5分の4以上の同意ならびに総会の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 第40条 本会解散後の残余財産の処分は、役員会の議を経て日本放射線技師会へ寄付する。
- 第41条 この会則施行についての細則は役員会の決議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1. この会則は、平成15年7月7日から施行する。